

# 小岩第三中学校 P T A 会則

## 沿 革

昭和22年 5月25日	父母の会会則制定	昭和62年 11月18日	P T A 会則改訂
昭和24年 5月29日	P T A 会則制定	平成 6年 5月 7日	P T A 会則改訂
昭和40年 4月 1日	P T A 会則改訂	平成14年 5月 7日	P T A 会則改訂
昭和43年 4月 1日	P T A 会則改訂	平成24年 3月10日	P T A 会則改訂
昭和48年 5月10日	P T A 会則改訂	平成26年 5月10日	P T A 会則改訂
昭和52年 3月10日	P T A 会則改訂	平成29年 1月14日	P T A 会則改訂
昭和55年 4月 1日	P T A 会則改訂	令和3年 7月19日	P T A 会則改訂

## 第1章 名 称

第 1条 本会は江戸川区立小岩第三中学校 P T A と称し、事務所を小岩第三中学校内におく。

## 第2章 目 的

第 2条 本会は会員相互の親睦・研修に努め小岩第三中学校の発展に協力し、生徒の福祉増進に努力する。

## 第3章 活動方針

- 第 3条 本会は教育を本旨として、民主的自主的に活動する。  
第 4条 本会は営利的、宗教的、政党的活動を支持せず干渉もされない。  
第 5条 本会は児童、生徒、青年の福祉のため活動する他の団体と協力する。  
第 6条 本会は学校の管理や教員の人事には干渉しない。  
第 7条 本会は学校の財政、教員の給与等に直ちに責任を負うものではない。

## 第4章 会 員

第 8条 本会の会員は小岩第三中学校に在学する生徒の保護者及び教職員とする。  
なお学区に在住し、特に教育に関心を持つものは実行委員会の承認を得て会員となることができる。

## 第5章 会 計

- 第 9条 本会の経費は会費、その他をもって支弁する。  
第10条 本会の財産は第 2 章の目的のために使用する。  
第11条 本会の会計は年間 1 回の監査を行う。  
第12条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる

## 第6章 役員及び顧問

- 第13条 本会に次の役員をおく。  
1, 役員の構成は会長 ( P 1 ) 、副会長 ( P 若干名・ T 1 副校長 ) 、  
会計 ( P 若干名・ T 1 ) 、書記 ( P 若干名・ T 1 ) とする。  
2, 新役員の任期は 1 ヶ年とし、再任してもよい。
- 第14条 役員の選出並びに就任は次の通りである。  
1, 役員推薦委員会が 3 月実行委員会までに会員の中から候補者を推薦し、実行委員会で承認後、全会員に通告する。推薦委員会の要請があれば各委員長は協力することができる。  
2, 役員は 3 月実行委員会で役員候補者の中から選出される。ただし教職員の役員は新年度に校長が推薦する。  
3, 新役員の就任は 4 月 1 日とする。  
4, 新役員が不足の時、 4 月 1 日以降、推薦委員会発足前までに候補者が選出された場合は、役員会の承認を得て就任することができる。

第15条 役員の仕事は次の通りである。

- 1, 会長は本会を代表し、会務を総括、総会及び実行委員会を主宰する。また、すべての委員会の委員長を承認する。但し役員候補者推薦委員会及び会計監査を除く。
- 2, 副会長は会長を補佐し、会長が職務遂行困難なときには、その職務を代行する。
- 3, 書記は会計を除くすべての事務を処理する。
- 4, 会計は本会の金銭収支を正確に記録し、総会の都度これを報告する。なお5月総会において前年度の決算報告書を提出し承認を求める。

第16条 本会の顧問を置くものとする。(前会長)

## 第7章 集 会

第17条 1, 総会は本会の最高議決機関とし、定期総会並びに臨時総会とする。

- 2, 総会は会員の過半数により成立する。また会員は委任状を提出して出席に代えることができる。

第18条 定期総会は年1回開く事を原則とし、招集による審議または書面審議によるものとする。次の内容を含め審議決定する。

- 総会 イ、新年度役員及び会計監査の承認 ロ、決算報告 ハ、活動報告  
二、活動計画 ホ、予算案 ヘ、実行委員会の紹介

第19条 臨時総会は実行委員会が必要と認めたとき、または会員の1/5以上の要請があったとき、会長が招集し、臨時に開くことができる。

第20条 総会の議決は出席者の過半数で決める。

第21条 実行委員会は、役員、各常置委員会委員長、副委員長、またはその任にあたる者で構成する会務の実行機関であり、総会に次ぐ議決機関である。

第22条 実行委員会は原則として月1回開催し、その仕事は次の通りである。

- 1, 各種委員会提出の議案、活動計画の審議
- 2, 予算案の作成
- 3, 総会提出書類の作成
- 4, 特別委員会の設置
- 5, 偶発会務の審議

第23条 全体委員会は必要に応じ随時開く。

第24条 役員候補者推薦委員会は、毎年4月に常置委員会より9名、役員より3名及び学校側より3名、合計15名で構成する。常置委員会が設置されない場合は役員が代行する。

第25条 委員会は常置委員会、特別委員会とし、必要に応じ随時開く。常置委員会は成人委員会、広報委員会、校外委員会とする。特別委員会は卒業対策委員会、役員推薦委員会及び運営上に必要な場合は、実行委員会での承認によって特別委員会を設置することができる。

第26条 常置委員会は成人委員会、広報委員会、校外委員会より選出された保護者と教員が分担して構成し、各委員長、副委員長を選出する。特別委員会の卒業対策委員会は3学年の保護者から選出する。

第27条 各種委員会の企画、運営等は実行委員会の承認を必要とする。

第28条 校長は学校の代表者として総会・委員会に出席する事ができる。

## 第8章 付 則

第29条 この会則は令和3年7月20日より施行し、この改廃は総会の承認によって行う。

第30条 会長は会務の円滑な遂行に必要なあれば、実行委員会の承認を得て別に細則を定める事ができる。

# PTA 会費規程細則

制定年月日 令和4年11月1日

(目的)

第1条 この細則は、PTA 会費に係る手続きを円滑に行うために必要な事項を具体的に定める。

(集金方法)

第2条 PTA 会費の集金方法は、次のとおりとする。

- (1) 現金の取扱、会費の未払い防止のため、給食費等の自動引き落とし口座を利用させて頂くこととする。
- (2) 会員の個人情報保護のため、口座の管理は学校事務に担当して頂くこととする。
- (3) 転出入に係る会費の精算、会費未納などに関しては、学校事務と PTA が連携してこれに対処する。

(会費)

第3条 PTA 会費は、つぎのとおりとする。

- (1) 保護者は、生徒在籍 1 名につき年額 4,000 円
- (2) 教職員は、1 名につき年額 4,000 円

(転出入に係る会費)

第4条 転出入に係る会費は、次のとおりとする。

- (1) 月額 400 円の月割計算とする。ただし、学校行事を鑑み、8 月と 3 月は月額 0 円とする。具体的な月額は表 1 に示す。
- (2) 転出入の該当月は、前項に基づき 8 月と 3 月を除き月額 400 円とする。具体的な転入時の年額の会費は表 2、転出時の払戻金は表 3 に示す。

表 1 PTA 会費の月額(円)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会費	400	400	400	400	0	400	400	400	400	400	400	0

表 2 転入月の年額の会費 (円)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会費	4,000	3,600	3,200	2,800	2,400	2,400	2,000	1,600	1,200	800	400	0

表 3 転出月の払戻金 (円)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会費	3,600	3,200	2,800	2,400	2,400	2,000	1,600	1,200	800	400	0	0